



# 株券電子化に関する 「よくあるQ&A」

---

2006年6月  
日本証券業協会  
証券決済制度改革推進センター

## よくあるQ&A目次

- Q 1 : 「株券電子化（株券ペーパーレス化）」ってどういうこと？（P 2）
- Q 2 : なぜ株券が電子化されるの？（P 3）
- Q 3 : 「2009（平成 21）年 6 月まで」って一体いつなの？（P 4）
- Q 4 : 「株券が電子化後無効になる」ってどういうこと？（P 5）
- － 1 : 非上場会社の株券は、どうなるの？（P 5）
- Q 5 : 「株主の権利」って何？（P 6）
- Q 6 : 「お手持ちの株券が本人名義かどうか」ってどこをどう確認すればいいの？（P 7）
- － 1 : 本人名義なんだけど（P 7）
  - － 2 : 本人名義になっていないんだけど（P 8）
  - － 3 : 名義人が亡くなっているんだけど（P 8）
  - － 4 : 単元未満株を持っているんだけど（P 8）
  - － 5 : 端株を持っているんだけど（P 9）
  - － 6 : 株券の会社が存在していないんだけど（合併・商号変更・消滅・上場廃止）（P 9）
  - － 7 : 電子化後、株券は回収されるの？（P 9）
  - － 8 : 証券保管振替機構に預けている株券は、電子化後、返してもらえるの？（P 9）
  - － 9 : 電子化後も株券を記念に持っておきたいんだけど（P 10）
  - － 10 : 電子化後、株券そのものをネットオークションに出すことはできるの？（P 10）
- Q 7 : 株券そのものを紛失してしまったんだけど。（P 11）
- Q 8 : 「株主の権利を失うおそれがある」ってどういうこと？（P 12）
- Q 9 : 「株主名簿管理人（名義書換代理人）」って何？（P 13）
- Q 10 : 「特別口座」って何？（P 14）
- － 1 : 特別口座に入っているかどうかは、どうやって確認するの？（P 14）
  - － 2 : 特別口座に入れたままでも、配当金は支払われるの？株主総会の招集通知は送られてくるの？（P 14）
- Q 11 : 株主総会の通知や配当金の通知はどうなるの？（P 15）

## Q 1 : 「株券電子化（株券ペーパーレス化）」ってどういうこと？

上場会社の株券は、電子化実施後は無効(\*1)となり、株主の権利が証券会社などの金融機関(\*2)の取引口座(\*3)で電子的に管理されることです。

\*1 : 要するに、法律上は株券は“無価値（ただの紙切れ）”になるということです。

(Q 4 - 1 参照)

なお、株券電子化に際して株券は回収されません。(Q 6 - 7、6 - 8、6 - 9 参照)

\*2 : 法律上「口座管理機関」と言います。

\*3 : 法律上「振替口座簿」と言います。

## Q 2 : なぜ株券が電子化されるの？

株式の管理や取引をより効率的かつ安全なものにするためです。

株式の管理の面では、株主にとっては手元で保管することなどによる盗難・紛失のリスクを削減できます。

また、株式の取引の面では、偽造株券取得のリスクがなくなりますし、売買に伴う株券の受渡しや株式取得の都度の名義書換などの煩雑な手続きが大幅に軽減されます。

### \* 参考

上場会社にとっては、株券の発行に伴う印刷費用や株主への株券送付費用、印紙税、企業再編（企業間の合併や株式交換・株式移転等）に伴う株券の回収・交付のコスト等が削減できます。また、証券会社にとっては株券の保管や運搬に係るリスクやコスト等が削減されるなど、安全性や利便性の向上、コストの削減効果が挙げられます。

**Q 3 : 「2009 年 6 月までに」 って一体いつなの？**

実務界としては、株券電子化実施の目標時期を 2009（平成 21）年 1 月とすることで合意が得られています。

実務界の進捗状況を踏まえて、株券電子化実施日を具体的に定める政令が公布されることとなりますが、この政令の公布時期は 2008（平成 20）年になってからだと思われます。

#### **Q 4 : 「株券が電子化後無効になる」ってどういうこと？**

お手持ちの株券そのものが、法律上「無価値（ただの紙切れ）」になるということです。

現在、株式の譲渡・担保差入れは、株券の交付によって行われていますが、電子化後は、お手持ちの株券を交付しても、有効な株式の譲渡・担保差入れとは認められませんから、株券を使って株式を売却したりはできません。

また、その株券を保有していても、名義変更もできず、したがって、株主総会の議決権の行使や配当金の請求もできません。

#### **－ 1 : 非上場会社の株券はどうなるの？**

非上場会社については、株券電子化制度は適用されませんので、既に発行されている株券は引き続き有効です。その場合の株式の譲渡は、株券の交付によって行うことができます。

なお、非上場会社で株券不発行会社における株主名簿の書換は株式譲渡の対抗要件となります（つまり、株主名簿の書換により、株式取得者が株主であると主張できるということ）が、この書換は原則として株式の譲渡者（名義人）と株式取得者による共同請求によって行われます。

#### **\* 参考**

2006(平成 18)年 5 月 1 日施行の会社法により、同法施行後に設立された会社は原則として株券を発行しないものとし、株券の交付を定款で定めた場合に限って株券を交付することとなりました。

**Q5 : 「株主の権利」って何？**

株主の地位そのもののほか、株主総会における議決権や利益配当を受け取る権利、会社が解散したときの残余財産等の分配請求権などの株主としての資格に基づいて認められる権利です。

**Q 6 : 「お手元の株券が本人名義かどうか」ってどこをどう確認すればいいの？**

お手持ちの株券の裏側に「株主名」、「登録年月日（名義書換日）」、「登録印証」の項目がありますので、「株主名」の欄を確認してください。

なお、会社法施行後（2006（平成 18）年 5 月 1 日以後）、株主名が記載されていない株券もある可能性があります。その場合には、株主名簿管理人（名義書換代理人）にお問い合わせください。

名義書換の手続きがなされておらず、株主名簿に株主として記載されていない場合には、電子化実施後において振替制度上の株主として取り扱われませんので、ご注意ください。

なお、株主総会招集通知や配当金の「支払通知書」が、本人の名前で届いており、支払いを受けているのであれば、当該本人の名義になっておりますので心配ありません。

**－ 1 : 本人名義なんだけど。**

株主としての権利（Q 5 参照）に影響はありません。

株券電子化実施時に、発行会社が株主名簿に基づいて開設する「特別口座」に記録され、株主の権利は保全されることとなります。

なお、この「特別口座」は、発行会社が自動的に開設します。つまり、株券の保有者は何も手続きをする必要はありません。

ただ、電子化実施日後に、いざ売ろうとするとき、証券会社に自分の口座を開き、特別口座からご自身が開設した証券会社の口座に所定の手続きにより残高を移す必要がありますので、すぐに売れない可能性があります。

**\* 参考**

電子化実施日の 2 週間前の日から同実施日の前日までの間は、株券電子化制度への移行に伴う振替口座への記録準備など事務処理のため、証券保管振替機構や証券会社等に対して、株券の預託や預託株券の交付の請求をすることが法律で禁止されます。

他方、上場株式の証券取引所における取引に係る決済は、証券取引所規則により証券保管振替機構を通じた振替方式以外の方法、すなわち現物株券による受渡しができないとされていますので、この期間に決済される売買取引が制約されることとなります。

また、電子化実施日後においても、「特別口座（発行会社設定口座）」に記録される株式については、その手続等が完了するまでの数週間（具体的な期間はこれから詰める

こととなります。)にわたって取引が停止されますので、電子化移行日前後において事実上、売買できない不便が生じることとなります。

**－ 2 : 本人名義になっていないんだけど。**

早急に名義書換をする必要があります。

具体的な手続きについては、お取引証券会社または株主名簿管理人(名義書換代理人)にお問い合わせください。(Q 8 参照)

**－ 3 : 名義人が亡くなっているんだけど。**

株券の相続と名義書換の手続きが必要です。

具体的な手続きについては、お取引証券会社または株主名簿管理人(名義書換代理人)にお問い合わせください。

**－ 4 : 単元未満株(\*)を持っているんだけど。**

株券が発行されず株主名簿に登録されている、いわゆる登録単元未満株については、証券会社に預けられません。

登録単元未満株については、電子化実施日以降、発行会社が「特別口座」に登録して管理することとなります。

単元未満株の換金の手続きについては、各証券会社にお問い合わせください。

なお、発行会社による株式の買取を請求する場合には、証券会社の口座に移し替える手続きなしで(特別口座において)、換金することが可能です。

また、発行会社によっては、特別口座において単元未満株式を買い増して単元株にすることも可能ですので、株主名簿管理人(名義書換代理人)にお問い合わせください。

たんげんみまんかぶ  
**\* 単元未満株とは**

単元株制度のもと、1単元の株式数に満たない株式のことを言います。単元未満株券の名義書換、実質株主報告は、共に可能です。

なお、単元未満株の所有形態は、大きく3つに分かれます。

- ① 信託銀行に株主登録されている登録株
- ② 証券保管振替機構に登録されている単元未満株
- ③ 本券で保有されている単元未満株

**－ 5 : 端株（\*）を持っているんだけど。**

端株制度採用会社については、一般的に、施行日（株券電子化実施日）をその効力発生日とする株式分割及び単元株制度の採用決議が行われ、施行日に株主名簿を基に特別口座である加入者の振替口座簿への転記手続きを行うことが考えられています。

詳細については、発行会社から通知されると思います。

**\* <sup>はかぶ</sup>端株とは**

株式の1株に満たない端数で、1株の100分の1又は定款で定める割合の整数倍にあたるものです。株主名簿とは別の端株原簿で別管理されています。2001（平成）13年10月に施行された商法改正によって、単元株制度が導入されましたが、単元株制度を採用した会社は、端株制度を同時に採用することはできなくなりました。株式併合等により、1株未満の株式が発生した場合は、金銭をもって処理されます。

なお、2006（平成18）年5月1日に施行された会社法においても、その施行前から端株制度を利用している発行会社については、経過措置として端株が存続しています。

**－ 6 : 株券を発行した発行会社が存在していないんだけど（合併・商号変更・消滅・上場廃止）**

お取引証券会社の窓口でご相談ください。

**－ 7 : 電子化後、株券は回収されるの？**

お手元にある株券は、回収はされません。

**－ 8 : 証券保管振替機構に預けている株券は、電子化後、返してもらえるの？**

法律上、証券保管振替機構には株券を返す義務がないこととされています。

無効になった大量の株券が市中に出回ると無用の混乱が生じる危険性があるからです。

**－ 9 : 電子化後も株券を記念に持っておきたいんだけど**

それは構いません。使用済みの記念切手みたいなものをご理解下さい。

**－10: 電子化後、株券そのものをネットオークションに出すことはできるの？**

法律上、無効となった株券そのものを売却すること自体は禁止されていませんが、株券としては無効であることを明示するなどして、有価証券として売買することがないように十分にご注意ください。

**Q7：株券そのものを紛失してしまったんだけど。**

まず、お取引証券会社や発行会社に連絡をして、当該株式の株主名簿上の名義人が本人名義になっているかの確認をしてください。

紛失した株券についての具体的な手続きについては、株券失効制度がありますので、発行会社または株主名簿管理人（名義書換代理人）にお問い合わせください。

**\* 参考**

株券失効制度の手続きは、以下のとおりです。

- ① 株券を喪失した者が、会社（株主名簿管理人（名義書換代理人）がある場合は、その者）に対して、株券喪失登録簿への記載・記録を請求し、会社はそれに喪失登録をして一般に閲覧させるとともに、株主名簿上の株主と登録株式質権者に通知します。なお、当該株券が権利行使のために会社に提出された場合には、提出者に対しても喪失登録がされている旨を通知することとなります。
- ② 喪失登録されている株券の株式については、名義書換及び議決権行使等はできません。ただし、株主名簿上の株主が喪失登録をしている場合は議決権を行使できます。
- ③ 当該株券を所持している者は、喪失登録に対して登録の抹消の申請ができ、これがなされると、会社は喪失登録者に登録抹消の申請をした者の氏名（名称）及び住所並びにその株券の番号を通知し、2週間後に喪失登録を抹消します。
- ④ 喪失登録がされた株券は、登録された日の翌日から1年後に失効（無効となる）し、登録者には会社から株券が再発行されます。

**Q 8 : 「株主の権利を失うおそれがある」ってどういうこと？**

本人の名義になっていない株券は、電子化される時の株主名簿の名義は前に持っていた方（いわゆる名義株主）のままですので、その名義株主の名前で特別口座が開設されることとなります。

特別口座にお名前が記録されないと、名義株主が株式を勝手に売却してしまったり、また、株主としての権利を失ってしまうおそれがあるほか、本人の口座に移し替えるのに大変煩雑な手続きが必要になりますので、早急に名義書換を行ってください。

**Q9 : 「株主名簿管理人（名義書換代理人）」って何？**

発行会社から株主名簿の作成や株券の名義書換業務を任された信託銀行や証券代行会社などのことを指します。

上場会社から送られてくる株主総会招集通知などの書類の送付主に「株主名簿管理人（名義書換代理人）」が記載されています。

**Q10：「特別口座」って何？**

株券の電子化に伴い、証券保管振替機構に預託していない株式の権利を保全するために、発行会社が信託銀行等に開設する口座です。(Q6-1参照)

「特別口座」は、株式を売買するための取引口座ではありませんので、売買等、処分する際には、あらかじめ証券会社取引するために開いた口座に残高を移す必要があります。

**－ 1：特別口座に入っているかどうかは、どうやって確認するの？**

発行会社または発行会社が委託している信託銀行等にお問い合わせください。

**－ 2：特別口座に入れたままでも、配当金は支払われるの？株主総会の招集通知は送られてくるの？**

配当金も支払われます。招集通知も送られてきます。

**Q11：株主総会の通知や配当金の通知はどのようなもの？**

株券電子化後も、これまでと同様に、発行会社から株主宛てに通知が行われます。